

生駒市規則第18号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則（平成24年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職種	時間額	日額	月額
一般事務	846円	6,560円	
市民課窓口事務	906円	7,030円	
保育士	1,219円		178,200円以上 191,700円以下
保育園調理員			135,600円以上 144,300円以下
保育園調理補助			134,000円以上 136,900円以下
保育園用務員			89,100円以上 137,200円以下
看護師	1,513円	11,726円	
保健師	1,613円	12,501円	
栄養士	1,461円	11,323円	
清掃技能員			148,400円
幼稚園講師	1,002円		178,200円以上 191,700円以下
小・中学校講師			182,208円以上 290,550円以下
学校給食配膳員	821円		

学校給食調理員	866円	6,720円	
発掘調査員(内勤)		6,650円	
発掘調査員(外勤)		7,050円	
司書	866円	6,720円	
司書補助	846円	6,560円	
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。